

## 四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第38号）第14条の規定に基づき、四街道市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員会が行う指定管理者の選定に係る審査並びに指定管理者の評価に係る審査について、必要な事項を定めるものとする。

### (施設の種類)

第2条 四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第20号。以下「条例」という。）第17条第3項に規定する施設の種類の種類は、スポーツ・都市施設等、文化・コミュニティ施設等及び福祉施設等の3種類とし、それぞれの種類に属する施設は、当該種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ・都市施設等 都市公園（総合公園含む。）、市営駐車場、市営自転車等駐車場、温水プール、その他これらの施設に類する施設
- (2) 文化・コミュニティ施設等 鹿放ヶ丘ふれあいセンター、地区集会場、コミュニティセンター、文化センター、公民館、市営霊園、その他これらの施設に類する施設
- (3) 福祉施設等 国民保養センター鹿島荘、総合福祉センター、福祉作業所、その他これらの施設に類する施設

2 前項各号に規定する類する施設の決定は、市長が行うものとする。

### (合議体)

第3条 条例第17条第3項の合議体は、前項各号に掲げる施設の種類の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ・都市施設等 スポーツ・都市施設等合議体
- (2) 文化・コミュニティ施設等 文化・コミュニティ施設等合議体
- (3) 福祉施設等 福祉施設等合議体

### (合議体委員の兼務)

第4条 前条各号に掲げるそれぞれの合議体の委員は、他の合議体の委員を兼ねることができるものとする。

### (選定に係る審査及びその審査の種類)

第5条 市長は、本市の公の施設の指定候補者を選定しようとするときは、委員会の審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、指定管理者の募集方法等の審査及び選定の審査とする。

### (募集方法等の審査の依頼)

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者の募集方法等の審査を受けようとするとき

は、指定を行おうとする施設について第3条各号に掲げる委員会の合議体（以下「合議体」という。）の区分に応じ、指定管理者募集方法等審査依頼書（様式第1号）により該当する合議体に審査を依頼するものとする。

- 2 前項の指定管理者募集方法等審査依頼書には、指定管理者の募集方法を公募としている場合は募集要項案、基本協定書案及び選定評価表案を、1団体を指名すること（以下「指名」という。）としている場合は申請要項案及び基本協定書案をそれぞれ添付するものとする。

（募集方法等の審査）

第7条 前条第1項の規定による審査の依頼を受けた合議体の会長は、速やかに当該合議体を招集するものとする。

- 2 合議体は、前項の審査の依頼に係る施設の指定管理者の募集方法等について、依頼内容に基づき公募による選定又は指名による選定の適否を決定するものとする。
- 3 合議体は、前項の規定により募集方法の適否を決定したときは、直ちに市長にその審査の結果を指定管理者募集方法等審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（選定の審査の依頼）

第8条 市長は、前条第2項の規定により、募集方法が適当である旨の通知を受けたときは、公募を行うものにあつては指定管理者の公募締切り後速やかに、指名を行うものにあつては指名の対象となる団体から事業計画書の提出を受けた後速やかに合議体の指定候補者の選定の審査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により指定候補者の選定の審査を受けようとするときは、指定管理者の募集方法等の審査を受けた合議体に指定候補者選定等審査依頼書（様式第3号）により審査を依頼するものとする。
- 3 前項の指定候補者選定等審査依頼書には、指定管理者の募集方法を公募としている場合は事業計画書及び選定評価表を、指名としている場合は事業計画書をそれぞれ添付するものとする。

（選定の審査）

第9条 前条第2項の規定による審査の依頼を受けた合議体の会長は、速やかに当該合議体を招集するものとする。

- 2 合議体は、前項の審査の依頼の内容に基づき、施設の指定候補者の選定を決定するものとする。
- 3 合議体は、前項の規定により指定候補者の選定を決定したときは、直ちに市長にその審査の結果を指定候補者選定等審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（評価に係る審査）

第10条 市長は、指定管理者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出を受けたときその他市長が委員会の審査が必要と

認めるときは、指定管理者の評価について合議体の審査を受け、指定管理者を評価するものとする。

(評価の審査の依頼)

第11条 市長は、前条の規定により指定管理者の評価に係る審査を受けようとするときは、当該指定管理者の選定の審査を受けた合議体に対し指定管理者評価依頼書(様式第5号)により審査を依頼するものとする。

2 前項の指定管理者評価依頼書には、事業報告書の提出を受けたものについては事業報告書その他協定書に規定された書類のうち指定管理者の経営状況が確認できるものを、事業報告書の提出を受けない又は受けることができないものについては当該指定管理者の評価に当たり市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(評価の審査)

第12条 前条第1項の規定による審査の依頼を受けた合議体の会長は、速やかに当該合議体を招集するものとする。

2 合議体は、前項の審査の依頼内容に基づき、指定管理者の事業の執行状況及び経営状況について、評価するものとする。

3 合議体は、前項の規定により指定管理者の評価を行ったときは、直ちに市長にその評価に係る審査の結果を指定管理者評価結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年7月2日制定)

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日制定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1項）

第 号  
年 月 日

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体  
会 長 様

四街道市長 ㊟

指定管理者募集方法等審査依頼書

四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第6条第1項の規定により次のとおり公の施設の指定管理者の募集方法等の審査を依頼します。

- 1 公の施設の名称
- 2 募集方法 公募・指名
- 3 添付書類
- 4 施設所管担当部課名
- 5 募集方法を指名とする場合の指名する団体の名称等と当該団体を指名する理由
  - (1) 団体の名称等  
(所 在)  
(名 称)  
(代表者名)
  - (2) 当該団体を指名する理由

様式第2号（第7条第3項）

第 号  
年 月 日

四街道市長 様

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体

会 長

指定管理者募集方法等審査結果通知書

年 月 日付けで依頼のあった公の施設の指定管理者の募集方法等については、四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 公の施設の名称
- 2 募集方法の適否 適当・不適當
- 3 意見等

第 号  
年 月 日

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体  
会 長 様

四街道市長 ⑩

指定候補者選定等審査依頼書

四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第8条第2項の規定により次のとおり公の施設の指定候補者の選定の審査を依頼します。

- 1 公の施設の名称
- 2 選定方法 公募・指名
- 3 申請団体数
- 4 申請団体の所在、 (所 在)  
名称及び代表者名 (名 称)  
(代表者名)
- 5 添付書類
- 6 施設所管担当部課名

四街道市長 様

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体  
会 長

指定候補者選定等審査結果通知書

年 月 日付けで依頼のあった公の施設の指定候補者の選定等については、四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定候補者として選定した団体又は指定候補者を選定しない理由  
(団体の所在)  
(団体の名称)  
(代表者等の氏名)  
  
(選定しない理由)
- 3 評価結果 別添選定評価表のとおり

第 号  
年 月 日

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体  
会 長 様

四街道市長

㊟

指定管理者評価依頼書

四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第11条第1項の規定により次のとおり公の施設の指定管理者の評価に係る審査を依頼します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の名称等  
団体の所在  
団体の名称  
代表者等の氏名
- 3 添付書類
- 4 施設所管担当部課名

第 号  
年 月 日

四街道市長 様

四街道市指定管理者選定評価委員会  
合議体

会 長

指定管理者評価結果通知書

年 月 日付けで依頼のあった公の施設の指定管理者の評価については、  
四街道市指定管理者選定評価委員会運営要綱第12条第2項の規定により、次のとおり決  
定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 公の施設の名称
  
- 2 指定管理者の名称等  
団体の所在  
団体の名称  
代表者等の氏名
  
- 3 評価結果
  
- 4 意見等